

医療法人社団平成会社団桜井病院 居宅介護支援事業重要事項説明書

1 運営方針

医療法人社団平成会桜井病院居宅介護支援事業所は、利用者の依頼を受けてその心身状況、置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、居宅に於いての日常生活を営む為に必要な介護保険サービス、保健医療サービス、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成し、連絡調整等の便宜を図ります。

2 居宅介護支援事業所の概要

事業所名：医療法人社団平成会桜井病院居宅介護支援事業所
所在地：黒部市荻生6675番地5
事業所番号：指定居宅介護支援 1670700143
電話番号：0765-54-1800
FAX：0765-54-4001
実施主体：医療法人社団平成会桜井病院
提供地域：黒部市内

3 職員勤務体制

	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤	事業所の管理、運営
介護支援専門員	1名以上	常勤	居宅介護支援業務

4 サービス提供時間

営業日：月曜～土曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日～翌年1月3日、8月14日～16日を除き営業します。

営業時間：8：30～17：15（月曜日から金曜日）
8：30～12：30（土曜日）

5 利用料金

（1）利用料

要介護または要支援の認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。（別紙①）

（2）解約料

利用者の方はいつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

(3) 交通費

- ① 利用者が通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。

6 当事業所が提供するサービスとサービスに関する留意事項

(1) 居宅介護支援の担当者

- ① 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- ② 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- ③ 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。
- ④ 利用者が入院した場合は、担当者の氏名を入院医療機関に提供します。

(2) 居宅サービス計画の作成

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を行います。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に紹介の上、選択の機会を与えます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期または達成を目指す期間、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に盛り込まれた指定居宅サービス事業について、保険給付の対象か否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し同意を受けます。
- ⑤ 医療系サービスを利用する場合は、主治医の意見を求め、その医師に対して居宅サービス計画書を交付します。

(3) 経過観察・再評価

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と必要に応じて連絡を取り、経過の把握につとめます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態をもとに定期的にサービスについての再評価を行い、状態の変化に応じ居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更等

事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断したときは、双方の合意をもって速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

(5) 施設入所への支援

事業者は、利用者が入院または介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他支援を行います。

(6) 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき適正に居宅サービスが提供されたかを確認し、毎月、給付管理表を作成して富山県国民健康保険団体連合会に提出します。

(7) サービス提供の記録等

- ① 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけ、5年間保管します。
- ② 利用者は、自己に関する第1項の記録を閲覧、または実費を支払い複写物の交付を受けることができます。
- ② 利用者または事業者が契約を解除したときは、利用者の求めに応じ、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を利用者に交付します。

7 秘密の保持

当事業所の従事者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

8 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

担当：清水ゆかり（介護支援専門員） 電話：0765-54-1800

受付時間：事業所の営業日・時間に準ずる。

行政機関とその他受付機関

黒部市役所 福祉課 黒部市三日市725 電話：0765-54-2111
受付時間 毎週月曜～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）8：30～17：15

新川地域介護保険組合 黒部市北新199 電話：0765-57-3303
受付時間 毎週月曜～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）8：30～17：15

魚津市高齢介護課介護保険係 魚津市釈迦堂 1-10-1

電話：0765-23-1148

受付時間 毎週月曜～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）8：30～17：15

富山県国民健康保険団体連合 介護サービス苦情窓口 富山市下野豆田 995-3

電話：076-431-9833

受付時間 毎週月曜～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）8：30～17：15

9 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに適切かつ必要な措置を行い、ご家族にも連絡を行い必要に応じ市町村にも連絡を行います。また、原因を究明し再発の防止策を講じます。

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合は、その損害を賠償します。

10 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時に利用者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

事業者は、職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 会議や多職種連携における ICT の活用について

ICT とは情報通信技術のことで、サービス担当者会議等においてテレビ電話等の活用が可能となりましたので、活用の際に、利用者や家族に同意を得ます。

13 当事業所のケアプラン利用状況について

当事業所で作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりとなっております。（別紙②）

14 ハラスメント防止研修会について

職員がお互いに尊重しあいハラスメントを起こさせないよりよい職場・働きやすい職場を作るために年1回のハラスメント防止研修会で知識や対応能力を向上させます。

15 業務継続に向けた取組の強化について

経営環境の変化など不測の事態が発生しても業務を中断させない、中断しても可能な限り短い期間で復旧させる業務継続計画を策定し、また、定期的に見直します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地：黒部市荻生 6 6 7 5 番地の 5	
	名 称：医療法人社団平成会桜井病院	
	居宅介護支援事業所	
	代表者：理事長 清田萌美	印
	説明者：	印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項について説明を受けました。

利用者	住所：	
	氏名：	印
(代理人)	住所：	
	氏名：	印
(家族代表)	住所：	
	氏名：	印

別紙①

利用料金

(基本)	(加算)
居宅介護支援費	初回加算
要介護 1・2	300 単位／回
1,086 単位／月	入院時情報連携加算 I
要介護 3・4・5	250 単位／回
1,411 単位／月	入院時情報連携加算 II
	200 単位／回
	退院・退所加算(カンファレンス無)
	450 単位／月
	退院・退所加算(カンファレンス有)
	600 単位／月
	通院時情報連携加算
	50 単位／月

介護保険制度から全額給付。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いください。